

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成28年5月に実施した平成27年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成28年7月12日

山形県監査委員	森	田	廣
山形県監査委員	広	谷	五郎左エ門
山形県監査委員	会	田	稔 夫
山形県監査委員	加	藤	香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関3箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
大阪事務所	平成28年5月12日	森田委員	加藤委員
東京事務所	平成28年5月13日	広谷委員	会田委員
名古屋事務所	平成28年5月13日	森田委員	加藤委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 大阪事務所

前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

a 支出事務が適切でないものがある。

旅費について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

3箇月超 1件

2箇月超 34件

(2) 注意事項

なし